



The Japan Society of Archives Institutions Kinki District
Branch Bulletin

全史料協近畿部会会報デジタル版
No.86

2024.8.30 ONLINE ISSN 2433-3204

全史料協近畿部会第 168 回例会報告

2024 年（令和 6）2 月 2 日（金）

会場：キャンパスプラザ京都 第 2 会議室

テーマ：近現代記録資料群の編成・記述の実践

～欧米の基本書・マニュアルの有効性を検証する～

橋本陽（京都大学大学文書館）

全史料協近畿部会第 168 回例会は、令和 6 年 2 月 2 日（金）、キャンパスプラザ京都 2 階第 2 会議室で開催された。参加者は 27 名だった。

本例会は、令和 5 年 2 月 17 日（金）開催の「アーカイブズ学における基礎概念の再検討」で扱われたテーマの 1 つである「編成・記述」の続編である。出所尊重の原則と原秩序尊重の原則をフォンド尊重の原則に付属する方法論と捉える考え方を採用し、それら原則をどのように合理的に実践に活用していくのかを主題として、3 名による報告が行われた。

各報告のテーマは次の通りであった。

報告 1 橋本陽（京都大学大学文書館）「フランス・ドイツ・イタリアの基本書の概要」

報告 2 平野泉（立教大学共生社会研究センター）

「アメリカの『整理マニュアル』にみる編成・記述」

報告 3 堀内暢行（国文学研究資料館）

「近代の個人記録資料群への適用：海外マニュアルは近代の個人記録群に適用可能か？」

橋本報告では、フランス、ドイツ、イタリア 3カ国の基本書に記載される整理の実践手順が紹介された。日本であまり取り上げられない非英語圏の方法について、アーカイブズ制度が発展したフランス、ドイツ、イタリアから学ぶため、それら地域の合意事項が記載される基本書が取り上げられた。

平野報告は、橋本報告でヨーロッパの基本線が提示されたことを受け、日本同様、ヨーロッパの原則が 20 世紀に「導入」された北米大陸の現状を検証することが目的とされた。増加する所蔵量に減少しつつある資源で立ち向かうためにアメリカで考案された **More Product Less Process (MPLP)** の手法に着目し、MPLP が実務に採用されるカリフォルニア大学の整理マニュアルについて、手際よくまとめながら、紹介された。

堀内報告では、橋本報告および平野報告をもとに、日本におけるアーカイブズの編成記述手順のルール化へ向けた試論が展開された。ルール化への足掛かりとして、報告者が携わったことのある近代・近現代・現代の記録群を紹介した上で、その整理作業の中で対峙した諸問題の解決に欧米の議論が適用できる可能性が提示された。

報告後は、会場から質問が途切れることなく続き、閉会時間まで活発な議論が行われた。

例会参加記

関根 豊（全史料協／同関東部会 個人会員）

令和 6 年 2 月 2 日（金曜）に開催された標記例会に参加する機会を得た。以下、報告内容を筆者なりの理解で簡潔にまとめつつ、報告及び質疑応答を拝聴した所感を記し、参加記とする。

ほぼ満席の会場で行われた橋本陽氏・平野泉氏・堀内暢行氏の 3 氏による報告は、どれも大変充実した内容の濃いものであった。最初の橋本報告では、フランス・ドイツ・イタリアの 3ヶ国のアーカイブズ資料の整理に係る基本書を読み解くもので、それぞれの要点が紹介された。3ヶ国（= 3 言語）の基本書を読み解くということ自体が、筆者はもちろん、参加者の多くにとっても独力でこなすことはほぼ不可能な類いまれな芸当であるだろう。本報告で紹介されたこれら 3ヶ国における編成・記述の方法は、それぞれに特色や違いがありながらも、日本で採用されている一般的な資料整理の手法を相対化するには十分な教材であった。

第二の平野報告は、主としてアメリカ合衆国の基本書や整理マニュアルを概観するものである。特に印象的であったのは、とにかく未整理のまま放置しない、細かい整理は後からでもできるといった、その基本姿勢である。ともすれば資料の整理や方法の遵守それ自体が目的化し、利用提供の見通しやコスト面をあまり意識せずに資料整理の作業を遂行しがちな筆者のような者にとって、本報告で紹介された米国の事例は、「なぜ資料を整理するのか」

という原点に立ち返ることの重要性を再認識させられる内容であった。

最後の堀内報告では、平野報告で紹介された米国の整理マニュアルを日本の近現代個人資料の整理作業で試用した結果、適用は十分に可能という結論に至ったことが紹介された。資料整理にあたる私たちが口にしがちな、整理作業の遅滞やそれに伴う資料の死蔵の「言い訳」—「特異な資料群だから」「人・モノ・カネがないから」—に対して、学界を挙げての整理方法の見直しやルール化によって、そうした姿勢とは決別すべきであるとする堀内氏の提言は、大変痛快な一方で、耳が痛くもあった。また、アーキビストとヒストリアンの関係性に関する問題提起は、同氏自身の経験に裏付けられたものであることもあって、大変説得力をもっていた。これらの指摘を私たちアーカイブズ側ではしっかりと受け止めていく必要があるだろう。

以上の3報告及びその後の質疑応答を通して、「日本で主流の資料整理の方法は普遍的なものではない」、「資料の量や性質に応じて実務を調整してよい」という基本的なことを国内外の事例から確認できたことは、自身の資料整理に対する姿勢や業務への取り組み方を改めて見直す上で大変有意義であった。資料の公開・利用に向けて、どのような作業が必要で、どれくらい資源を投入して、いつまでに終わらせるかといったことをこれまで以上に意識して、筆者自身も自館での業務等に向き合っていくこととしたい。

ところで、質疑の中で話題に上がった資料の「除籍」の問題は、何らかの形での続報を待ちたい。平野氏によれば、米国では一旦受け入れた資料を廃棄する「除籍」に関する議論がなされているという。筆者の感覚からすると、アーカイブズ機関で受け入れた資料は永久保存が原則で、それはとりわけ国公立の機関においては市民との「約束」とも言うべきものであると受け止めている。例えば、国の「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」においても、特定歴史公文書の廃棄は「極めて限定的」に行われなければならないとされている。この米国における除籍の有り様の具体的な部分については明らかでないとのことであるので、他力本願で恐縮至極なのであるが、詳細を待望する次第である。

筆者は近畿部会非会員の立場でありながら、今回初めて例会に参加させていただいた。驚いたのは筆者と同じ首都圏近郊に居住する参加者が多数に上っていたことである。これは本例会のテーマが大変魅力的であったことの証左であろう。末尾となったが、今回貴重な報告をお聞かせくださった報告者の3氏と、本会の開催に尽力された近畿部会運営委員及び同事務局（滋賀県立公文書館）の皆さまに厚く御礼申し上げる。